

2011年度活動報告

1. 全体報告

東日本大震災から1年が過ぎ、マスコミ等で取り上げられることも減ってきているが、被災地の障害者は今なお困難な状況に置かれている。また、原発事故の影響から介助者の離職が続き、重度障害者の介助体制に困難が生じ始めている。

DPI 日本会議では、全国自立生活センター協議会（以下、JIL）、ゆめ風基金等とともに東北関東大震災障害者救援本部（以下、救援本部）を設置し、緊急物資の搬入、岩手県、宮城県、福島県、での被災地障害者センターの立ち上げ等を進めてきた。また、日本障害フォーラム（以下、JDF）東日本大震災被災障害者総合支援本部とも連携して、政府に対する緊急要望や提言活動も行ってきた。

今後も、引き続き救援・支援活動を展開していくとともに、被災からの再生にあたっては誰もが排除されることのない、インクルーシブな社会への新生が求められる。

2011年10月に第8回 DPI 世界会議が南アフリカ・ダーバンにおいて開催され、66カ国から約1200名が参加した。日本からは総勢46名が参加し、5名が分科会で発表を行った。新しくインドのジャビッド・アビディ氏が世界議長に選出された。日本からは引き続き中西正司アジア太平洋ブロック（以下、DPI-AP）議長が積極的に関わっている。

アジア太平洋では、2013年からの「新アジア太平洋障害者の十年」の行動綱領となる「インチョン戦略」策定に向けた会議が開催され、ワークショップ（8月）、アジア太平洋経済社会委員会（以下、ESCAP）専門家会議（12月）に参加した。さらに、2012年3月 ESCAP 政府間会合には15の市民社会団体（CSO）の一つとして DPI-AP を代表して中西正司議長が出席した。

独立行政法人国際協力機構（以下、JICA）「アフリカ障害者地域メインストリーミング研修（自立生活プログラム）」を開始し、英語圏と仏語圏の2回に渡る研修を行った。

JICA 草の根技術協力事業としてブラジルで3年間に渡って実施してきた「ろう者組織の強化を通じた非識字層の障害者への HIV/AIDS 教育プロジェクト」（以下、たんぼぼプロジェクト）が2011年9月にいったん終了し、それを引き継ぐ形で2013年3月まで、同プロジェクトのフェーズ2が始まった。10月には日本においてカウンターパート研修を実施した。

DPI 北海道ブロック（以下、DPI 北海道）受託の JICA 地域別研修「中央アジア地域障害者のメインストリーミング及びエンパワーメントの促進」（以下、中央アジア研修）に関して、DPI 日本会議として協力し、2011年10月に東京でのプログラムを1週間実施した。また2011年度も、ダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成研修（以下、ダスキン研修）に協力した。

障害者権利条約（以下、権利条約）の批准に向けた制度改革を目的として、2009年12月に設置された障がい者制度改革推進会議（以下、推進会議）は、2012年3月に最終回を迎えた。今後、改正「障害者基本法」（以下、基本法）に基づく障害者政策委員会（以下、政策委員会）へと発展改組されることになる。DPI 日本会議は推進会議に積極的に関与し、制度改革を進めることに全力を傾けてきた。この成果と残された課題を今後の政策委員会に活かしていかなければならない。

2011年度の推進会議では基本法と震災関係が議論の大きな柱となった。基本法改正について、2010年12月の推進会議の「障害者制度改革の推進のための第二次意見」（以下、第二次意見）に基づき JDF 全体で各政党への働きかけを行った。その結果、政策委員会、手話の言語性の確認が盛り込まれる等の一定の成果を上げることができた。一方、地域生活やインクルーシブ教育に関連した『可能な限り』の規定や、精神障害者の強制入院、障害女性等の課題は残され

た。

改正基本法について、DPI 日本会議編集の「最初の一步だ！改正障害者基本法 地域から変えていこう」(2012/4/20、解放出版社)が出版された。

また、推進会議では二度に渡って震災関係の議論を行い、被害の状況把握とともに今後の防災計画見直しや復興計画への当事者参画の重要性等が確認された。

推進会議差別禁止部会(以下、差別禁止部会)では、2010年11月より16回の部会を開催し、2012年3月に「障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定に向けて 論点に関する中間的な整理案」(以下、中間整理案)を取りまとめた。2012年8月の骨格提言の作成に向けて精力的に議論を続けている。

また、各地域における差別禁止条例も、千葉県、北海道、岩手県に加え、熊本県でも制定された。第28回DPI日本会議全国集会の開催地であるさいたま市を皮切りに、八王子市等、基礎自治体においても条例制定が広がってきている。さらに、沖縄県、神戸市等でも検討が進められ、東京都、兵庫県、茨城県等でも取り組みが進められてきている。

推進会議総合福祉部会(以下、総合福祉部会)は18回の議論をもとに、2011年8月に様々な立場からなる55人の部会構成員の総意として「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」(以下、総合福祉部会・骨格提言)を取りまとめた。この総合福祉部会・骨格提言に基づく法律を求め、10.28JDF大フォーラムが1万人を超える参加者の下、開催された。また、各地で地域フォーラムの開催や地方議会での意見書採択等の活動が積極的に進められてきた。

その後、今年2月の厚生労働省案の提示の後、民主党厚生労働部門会議・障がい者ワーキングチーム(以下、民主党WT)の議論を経て「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、総合支援法)案が取りまとめられ、2012年3月に閣議決定がされた。総合福祉部会・骨格提言との乖離は未だ大きく、パーソナルアシスタンスや支給決定に関する見直し規定など、総合福祉部会・骨格提言の実現に向けた粘り強い取り組みが求められる。

また、障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動実行委員会(以下、全国大行動実行委員会)と連携して厚生労働省交渉(6月、2月)を実施するとともに、障害者自立支援法(以下、自立支援法)訴訟について、「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会」(以下、めざす会)を日本障害者協議会(以下、JD)等とともに立ち上げて継続した取り組みを進めてきた。反貧困ネットワークの活動や、「地域主権改革」及び子ども・子育て支援システム等への提起等も行ってきた。

これらの活動を理論的に支えるために、障害者総合福祉サービス法プロジェクトチームを継続して開催し、特に、支給決定や相談支援、パーソナルアシスタンス、地域移行・地域生活基盤整備、新法の実施プロセス等、総合福祉部会・骨格提言に関わる項目についての検討を行ってきた。

長年取り組んできた障害者政策研究全国集会(以下、政策研)は、その最終回として12月に第17回政策研を開催し障害者制度改革の現状と課題を中心に議論した。今後、DPI日本会議の政策討論集会として新たな展開を進めていく予定である。

交通アクセスに関して、交通基本法や「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、バリアフリー新法)の見直し等への動きに加え、乗車拒否・搭乗拒否に対する取り組みを随時行ってきたが、さらに、定例の担当者会議を設けて情報交換と方針検討を進めて

きた。また5期となった「バリアフリー障害当事者リーダー養成研修」(以下、バリアフリー研修)を関西で行った。

教育に関しては、原則統合・インクルーシブ教育の実現のため、「障害者権利条約批准・インクルーシブ教育推進ネットワーク」(以下、インクルネット)では、DPI 日本会議の常任委員が共同代表及び事務局長となって取り組みを進めてきた。特に、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」(以下、第一次意見)(閣議決定)を受けてインクルーシブ教育の制度確立を図るべく、文部科学省に設けられた、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会(以下、特特委)や合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ(以下、合理的配慮WG)等への傍聴、パブリックコメントへの意見提起を呼びかけた。また、インクルーシブ教育を推進する議員連盟をはじめとした議員への働きかけと院内集会等も開催した。

総合福祉部会・骨格提言では、障害者の就労支援に関連して「障害者就労センター」と「ダイアクティビティセンター」の創設を打ち出すとともに、社会的雇用等多様な働き方についての試行事業(パイロット・スタディ)の実施を求めている。

総合支援法案の中では、就労支援について、今後の見直し規定の項目に盛り込まれた。そうした動きをふまえてこの間、パイロット・スタディの実施などについて、学習会の開催や関係議員へのロビー活動を行ってきた。また、障害者雇用に関する3つの研究会(「障害者の範囲」「条約への対応」「地域の就労支援の在り方」)に対する傍聴活動を進めてきた。

私たちは、どんな障害があっても生命の危険にさらされることなく、地域で生活できる社会の実現を求めてきた。そうした私たちの取り組みとは裏腹に、「尊厳死」法制化に向けた動きが急激に表面化した。超党派の「尊厳死法制化を考える議員連盟」(以下、尊厳死議連)は、2012年3月にその法律案を明らかにした。DPI 日本会議は「尊厳死」法制化に反対する立場から、緊急アピールを明らかにするとともに、議連総会でのヒアリングで白紙撤回を求めた。法案の国会上程阻止に向けて、他団体と連携して議員要請行動や院内集会等に取り組んだ。

DPI 日本会議はキリン福祉財団助成事業として、「障害のある女性の生活の困難 人生の中で出会う複合的な生きにくさとは」と題した調査事業を、DPI 女性障害者ネットワーク(以下、DPI 女性ネット)と協力して実施した。これは前例のない調査で大きな反響があり、今後、基本法の見直しなどにつなげていく。

DPI 北海道では、若手障害者の積極的登用やジェンダーバランスへの配慮を行いながら、JICA 札幌からの委託事業の実施や自治体の施策への参画を進めてきた。また、東京においても、初のJDF 地域フォーラムが開催された。愛知障害フォーラムや大阪障害フォーラム、兵庫県での条例づくり等、各地での取り組みでもDPI 日本会議加盟団体は、積極的な役割を果たしてきている。

点字印刷部門では、障害者団体、労働組合、推進会議・差別禁止部会資料、大学、企業、地方自治体など、幅広い組織・機関からの依頼・注文に対応し、視覚障害者の情報保障の一端を担ってきた。

DPI 障害者権利擁護センターを、DPI 日本会議の権利擁護事業として位置づけ、日常的に相談活動に取り組んでいる。5名の当事者相談員で対応しているが、権利意識の高まりに加え、震災避難の関係から相談件数が倍増している。また、権利擁護センターに相談のあった障害者入店拒否がその後、提訴に至っており、引き続き支援していく。

広報活動については、紙媒体による機関誌・紙に加えて、Web やメールマガジン等、インターネットも活用してきた。制度改革や障害者救援活動など、最近の活動状況を反映させたりフレッットの改訂も進めた。

救援本部の立ち上げとともに、支援金募集の国内外への呼びかけを進めてきた。DPI 日本会議が取得している認定 NPO 法人の寄付金控除も活用している。3 月にはボーイング社による支援も決定した。

震災救援の支援の一方、他活動への財政支援・助成は厳しい状況が続いているが、DPI 日本会議の運動や活動目的の広がりにつながった。

2. 各事業に関する報告

1) 政策提言活動

障がい者制度改革推進会議と第一次意見、障害者基本法

権利条約の批准にむけて、障害者の制度を全般的に見直す目的で 2009 年 12 月に設置された推進会議が、2012 年 3 月 12 日に 38 回目の会議をもって終了した。今後は、2011 年 8 月に公布された改正基本法に定められた政策委員会が、その役割を引き継ぐことになる。DPI 日本会議は推進会議に対し、構成員をはじめとして積極的に参画してきた。この成果と残された課題を今後の政策委員会の議論等に活かすことが求められている。

2011 年度の推進会議では基本法と震災関係が議論の大きな柱となった。まず、2011 年 8 月に改正基本法が公布された。2010 年 12 月 21 日に推進会議において第二次意見が取りまとめられ、DPI 日本会議が中心となって JDF 全体で第二次意見に沿った改正のための運動を展開した。その結果、監視（モニタリング）と応答義務が規定された推進体制、手話の言語性の確認が盛り込まれる等の一定の成果を上げることができた。だが、『可能な限り』という文言が入った地域生活の権利性や、インクルーシブな教育制度に関する規定、精神障害者の強制入院、障害女性等の課題は残された。これに関して、DPI 日本会議編集による「最初の一步だ！改正障害者基本法 地域から変えていこう」（2012/4/20、解放出版社）が出版された。

3 月 11 日の大震災は障害者にも甚大な被害を与え、さまざまな問題をあらわにした。推進会議では二度にわたって震災関係の議論をし、12 月には委員による被災地の視察が行われ、その後の推進会議で報告もなされた。

総合福祉部会はこれまでに 19 回の部会を開催して議論を重ね、8 月 30 日に 55 人の部会委員の意見を総合福祉部会・骨格提言という形で取りまとめた。その後、総合支援法案が与党によって取りまとめられ、2012 年 3 月 13 日に閣議決定がされた。この法案は、とても総合福祉部会・骨格提言を反映させたものとみることができないが、見直し規定も視野に入れて総合福祉部会・骨格提言を実現するため、今後も粘り強く運動を展開していかなければならない。

差別禁止部会では、2010 年 11 月より 16 回の部会を開催し、2012 年 3 月に中間整理案を取りまとめた。8 月の骨格提言の作成に向けて、精力的に議論を続けている。

その他、2010 年 6 月の閣議決定を受けた形で制度改革の一環として各省庁も動いており、厚生労働省では障害者雇用対策課が中心となって 3 つの検討会を立ち上げて議論している。文部科学省では特特委で議論を行っている。議論の内容は、権利条約が求める原則インクルーシブ教育の実現には距離があるものである。また、2012 年 2 月には合理的配慮 WG が報告書を作成したが、内容にかなり問題があり、DPI 日本会議としても JDF の意見という形で問題点を指摘したところである。

障害者差別禁止法

2010 年、推進会議のもとに設置された差別禁止部会では、2012 年中に骨格提言をまとめる

べく、すでに 16 回の部会が開催され、精力的な議論がされている。2012 年 3 月には、これまでの部会の議論を整理した中間整理案が取りまとめられた。今後は今までの議論を集約すること、救済の仕組み等、議論がなされていないについて、8 月の骨格提言のとりまとめに向けて議論を重ねる予定になっている。差別禁止部会に関連し、JDF では「差別禁止法小委員会」を精力的に開催しており、学習会なども開催した。ここでは今まで障害者差別禁止法（以下、差別禁止法）制定運動を先導してきた DPI 日本会議が中心になっている。

また、各地域における条例づくりの運動も展開されており、DPI 日本会議加盟団体が精力的に活動し、運動を先導しており、成果を上げている。2011 年 3 月「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（埼玉県さいたま市）に続いて、7 月「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」（熊本県）、12 月「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」（東京都八王子市）が公布された。また、「障害の有無にかかわらずすべての人の尊厳が守られる社会づくりの促進に関する条例（いのち輝く条例）」（沖縄県）づくり運動の成果により、近いうちに制定される予定である。さらに、神戸市でも条例が実現しつつある。兵庫県においては条例づくりに向けて JDF の関係者とシンポジウムを行い、茨城県においても県内各地で学習会を展開している。

総合福祉法等

総合福祉部会・骨格提言が、2011 年 8 月に取りまとめられた。総合福祉部会は、障害者、家族、事業者、自治体首長、学識経験者等、様々な立場の委員で構成されており、その「55 名の構成員の総意」としてまとめられた意義は大きい。

この総合福祉部会・骨格提言に基づく「障がい者総合福祉法」（仮）（以下、総合福祉法）制定を求めて、10.28 JDF 大フォーラムが開催され、DPI 日本会議としても積極的に準備・運営の一端を担った。1 万人を超える参加者の下、成功裏に終えることができた。また、加盟団体では、各地で地域フォーラムの開催や、地方議会での意見書採択等の活動を積極的に進めてきた。

だが、2012 年 2 月、突如示された厚生労働省案は総合福祉部会・骨格提言と真剣に向き合った跡が見受けられず、多くの委員から怒りの声が上がった。その後、民主党 WT で検討が続ぎ、全国大行動実行委員会の仲間と連携しながら、各地でロビー活動や集会、地方議会での意見書採択への働きかけを強め、190 を超える自治体で採択された。そうした中、支給決定の見直しやパーソナルアシスタンスに関する 3 年後見直し、重度訪問介護の拡大（2014 年度実施）等が盛り込まれることになった。しかし、3 月に閣議決定された総合支援法は、総合福祉部会・骨格提言とはまだまだ乖離が大きく、引き続き粘り強い取り組みが必要である。

また、全国大行動実行委員会と連携して厚生労働省交渉（6 月、2 月）を実施するとともに、自立支援法訴訟について、めざす会を JD 等とともに立ち上げて継続した取り組みを進めてきた。

交通アクセス

2011 年 3 月 8 日に閣議決定された交通基本法案には、私たちが求めてきた「移動権の保障」は時期尚早として明記されていない。しかし、「移動権の保障」の議論は重要であり、さらに当事者が参画した地域交通計画の実態的な保障となるため、「移動権の保障」を念頭に置いた法改正を求めていく。

バリアフリー新法施行後 5 年が過ぎ、施行状況について検討する場として、2012 年 2 月 27 日、バリアフリー法施行状況検討会がスタートした。しかし、同会では、検討の結果により必要な措置を講ずるとあるが、検討会委員の構成から当事者団体を締め出す動きがとられた。

公共交通機関の移動等円滑化基準に基づいて定められているガイドラインが、交通環境の変

化や技術の進歩等により改定が必要になったため、ガイドライン検討委員会が設置され、その下の小委員会（旅客施設、車両等の二つ）が改定案の具体的検討を行う。

また、必要に応じてワーキンググループでの議論も行われるが、主な構成員は学識経験者であり、障害当事者はオブザーバーとされた。

上記二つの検討会のように障害当事者の参画が阻まれ、利用者の意見が反映されないことは大きな問題であることから、DPI 日本会議として抗議した。引き続き積極的に意見提起していく。

格安航空会社（LCC：Low-Cost Carrier）へのアクセスに関する問題は深刻であり、低価格化による小型機の導入やサービスの簡素化から、主に車いすを使用する障害者が乗りにくくなり、実際に起こった搭乗拒否に対して抗議し、改善を求めた。

国土交通省が設置する「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究委員会」への委員要請があり、障害当事者が参画している。

2007 年度から続いているバリアフリー研修が関西で行われ、第五期生 27 名が修了した。そして、同研修の運営を担った実行委員会のメンバーを中心に、関西地区のネットワークとして「アクセス関西ネットワーク（仮）」が結成され、今後、地域の運動の核となることが期待される。

インクルーシブ教育の実現に向けて

DPI 日本会議はインクルネットと連携して、原則統合の制度の実現に向けてロビー活動を展開した。その結果、私たちが目指してきた別学体制の変更は勝ち取れなかったものの、教育について規定した基本法第 16 条において『障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ』と、共に学ぶ教育の方向性が初めて法的に盛り込まれたことの意義は、極めて大きい。また、基本法第 1 条に『全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく』と規定されたことや、第 4 条 2 項に合理的配慮の欠如が差別に当たると明記されたことも画期的なことと言える。

一方、特特委の合理的配慮 WG に対して、私たちは各委員に働きかけを続けてきた。その結果、当事者委員を中心に地域の学校における合理的配慮の必要性や、学校設置者に配慮の責任のあることが明確化された。更に、就学をめぐる問題では、人工呼吸器を使用する名古屋市の少女が、本人や保護者の強い願いと支援者の粘り強い闘いによって小学校就学を実現し、普通学級に看護師を配置する予算措置も勝ち取った。

その他、国会議員への働きかけを目的に、院内集会を 4 回行った。また、「学校における差別体験」を事例集としてまとめあげ、差別禁止部会に提出した。

他方、障害者の高等教育に関しては、2012 年度の内閣府発表障害者関連予算に項目として全く盛り込まれておらず、政府の障害者施策として認識の遅れが問題となった。また「大学入試センター試験」においては、障害のある受験生への対応や受験方法に関するさまざまな問題が生じ、改善の要望が出された。

障害者の所得保障

2006 年頃から、自立支援法の施行とあいまって論議が交わされた障害者の所得保障の在り方に関する動きも、現実的な前進は図られることはなかった。障害基礎年金の給付水準の引き上げ、無年金障害者の解消、既存の各種手当の見直しと住宅手当の創設といった、障害者の所得保障の充実に向けた課題に関しては、政策研での論議を通して当事者・関係者の間で認識の共有化はされてきた。こうした動きを背景に、2010 年 4 月に開かれた第 7 回推進会議では障害者の所得保障の在り方、無年金障害者の解消、住宅手当の必要性等について、基本的な方向を

確認する意見交換が行われた。

その結果、第一次意見では、『障害者が地域において自立した生活を営むために必要な所得保障の在り方について、…公的年金制度の抜本の見直しと併せて検討し、平成 24 年内を目途にその結論を得る』特別障害給付金の支給対象とならなかった在日外国人障害者等に対する福祉的措置の検討』等が盛り込まれたものの、これを具体化させるための強い運動を展開させるまでにはいたらなかった。無年金障害者問題の解決と特定障害者特別給付金制度の在日外国人無年金障害者への早急な拡充に関しては、在日外国人無年金問題に取り組む複数の団体と協力し、国会へのアピールを行った。

また、障害者の貧困問題の解決に向けて、反貧困ネットワークの運動と連携し、関連の行動を行っている。

雇用・労働

<骨格提言、障害者総合支援法>

骨格提言では、就労支援の位置づけについて次のように整理された。

- ・障害のある人への就労支援の仕組みとして、「障害者就労センター」と「デイアクティビティセンター」(仮称、作業活動支援部門)を創設する。
- ・社会的雇用等多様な働き方についての試行事業(パイロット・スタディ)を実施し、法施行後 3 年をめどにこれを検証する。その結果を踏まえ障害者の就労支援の仕組みについて、関係者と十分に協議しつつ所管部局のあり方も含め検討する。

総合支援法案の中では、就労支援は他の課題とともに、検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後 3 年を目途として検討)とされ、『検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる』こととなっている。

この間、パイロット・スタディの実施などについて、学習会の開催、民主党 WT をはじめ関係議員へのロビー活動を行ってきた。

<厚生労働省、3 つの研究会>

2011 年 11 月から 3 つの研究会の議論がスタートした。「障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会」、「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」、「地域の就労支援の在り方に関する研究会」である。いずれも 2012 年の夏ごろまでにとりまとめを行うとしている。多様な働き方について、労働法制の適用や工賃の水準など、議論の対象にはなっていない。現在、傍聴活動を行っているが、今後関係者との意見交換や、DPI 日本会議としての考え方の整理が必要になってくる。

生命倫理・優生思想

生命倫理に関わる重要な動きが出てきている。

2012 年 1 月 28 日に日本老年医学会理事会で以下の内容が承認されている。

『どのような療養環境にあっても、たとえ高齢で重い障害があっても、<最善の医療およびケア>が保障されなくてはならない。したがって、胃ろう造設を含む経管栄養や、気管切開、人工呼吸器装着などの適応は、慎重に検討されるべきである。すなわち、何らかの治療が、患者本人の尊厳を損なったり、苦痛を増大させたりする可能性があるときには、治療の差し控えや治療からの撤退も選択肢として考慮する必要がある』(「高齢者の終末期の医療およびケア」に関する日本老年医学会の「立場表明」2012)

また、超党派の尊厳死議連(会長・増子輝彦参議院議員)は、2011 年 12 月、「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案(仮称)」の骨子を公表し、2012 年 3 月 22 日の議連総会において法律案として明らかにした。法の趣旨として『終末期に係る判定、患者の意志

に基づく延命措置の不開始及びこれに係る免責等に関し必要な時効を定める』となっている。

上記の動きに対し、DPI 日本会議は「尊厳死」法制化に反対する立場から、緊急アピールを発出するとともに、議連総会では、ヒアリング団体として障害者、患者の意見を十分に聴取し、法案を直ちに白紙撤回するよう求めた。当面、法案の国会上册阻止に向けて、他団体と連携して議員要請行動、院内集会の開催などに取り組む。

女性障害者

2011 年度のキリン福祉財団助成事業として、「障害のある女性の生活の困難 人生の中で出会う複合的な生きにくさとは」と題した調査事業を、2007 年に再始動した DPI 女性ネットと協力して実施した。

機関誌「DPI」への連載による中間報告、他団体の機関誌への調査票掲載、第 27 回 DPI 日本会議全国集会 in 沖縄での周知をした。また、対面による聞き取り調査を宮城県、東京都、千葉県、神奈川県、長野県、沖縄県の各地で精力的に行った。

「障害者であること」と「女性であること」が、複合的な差別を生みだしている事実を、客観的なデータとして表し、政治家や学者、研究者、関心を持つ学生等に、具体的な改善の方策検討に生かしてもらおうツールとして活用できるものを作成することができた。

2011 年 12 月に開催された第 17 回政策研では、DPI 女性ネットが障害のある女性の立場から指定発言を行い、同年 8 月に改正された基本法に「障害女性」の独立した項目が設けられなかったこと、それが権利条約の理念からは遅れていること、現在も様々な場面で、障害のある女性への差別が連綿と続いている現状を指摘した。

2) 調査研究活動

障害者総合福祉サービス法に関する取り組み

2011 年度も総合福祉部会での議論の推移を踏まえつつ、「障害者総合福祉サービス法」プロジェクトを開催した。特に、支給決定や相談支援、パーソナルアシスタンス、地域移行・地域生活基盤整備、新法の実施プロセス等、総合福祉部会・骨格提言に関わる項目についての検討を行ってきた。これらの研究・分析をもとにして、各政党ヒアリングやロビー活動等の資料作成にも一定程度活かすことができた。

また、「厚生労働省案」が出されてからも、その問題点の整理を行ってきた。総合福祉部会・骨格提言では支給決定に関するモデル事業が提案されており、これに対応した研究課題の整理なども合わせて進めてきた。

障害を理由とした欠格条項をなくす取り組み

< 差別禁止法の制定にむけて >

残されている欠格条項をはじめとして既存の法制度・慣習にある差別を廃止する条文を、差別禁止法に盛り込む必要について、2011 年は差別禁止部会でも報告提起・議論がされた。

< 成年被後見人への欠格条項 >

成年被後見人欠格条項ゆえの選挙権剥奪に対して、2011 年、四つの地裁で権利回復を求める裁判が始まった。知的障害などでお金の管理支援等を必要としている人の基本的権利まで剥奪する合理的理由はなく、幅広い支援協力が求められている。

< 運転免許 >

調査検討を経て 2012 年 4 月から聴覚障害者の運転車種制限が政省令から削除された。一方で、2011 年に運転中にてんかん発作を起こしたことによる交通事故が起き、遺族側から制度厳

格化を求める取り組みも始まっている。危険の恐れを理由に厳格化するならば、必要な医療からも遠ざけ、逆に不安と危険を拡大する。長年かけて進めてきた欠格条項見直しを逆行させないことが課題である。

< 公営住宅 >

三障害とも単身入居可能な制度を獲得し、2011年度からは地方公共団体に移管されている。ところが「一人で食事やトイレができることが必要」といった自活要件を設けたり、居宅支援事業をもつ市町村に限定する地方公共団体が出ている。各地で監視し国のフォローアップにもつなげていく必要がある。(詳細は「障害者欠格条項をなくす会」リーフレット・ウェブサイトを参照)

3) 普及啓発活動

東日本大震災を契機に、より速報性の高い広報媒体のあり方が問われた。2011年は3月から6月、救援本部の活動を中心に、被災障害者支援に関する情報をメールマガジンで14本、季刊の機関誌「DPI」では「震災と障害者 再生へ向けて」と題した特集を組み、また英語版での発信も行い、被災地からの当事者の声を全世界に広く知らせた。並行して月刊紙「われら自身の声」でも4月号以降、随時、被災障害者の救援に関する情報を発信している。また、推進会議の動きを通年で追いつけた。主としてメールマガジン、ブログでは、東日本大震災に関連するイベントや勉強会の案内を継続して発行している。

また、南アフリカにおけるDPI世界会議の開催を受け、世界会議の特集を機関誌「DPI」で組んだ。世界の障害者リーダーたちのインタビューや分科会報告者及び参加者たちの生き生きとした報告が誌面を賑わせた。

広報担当者によるミーティングはおよそ月2回のペースで開催され、定期的に広報に関する戦略を練る時間を設けた。各メディアの有機的な連携を模索し、力量を上げるために広報に関する勉強会等にも積極的に参加した。

ホームページはアクセシビリティ確保のため、運営は「AJU 自立の家・わだちコンピュータハウス」の協力を得て行っており、DPI日本会議提出の要望書や意見書の掲載などの情報集積、閲覧者への情報共有の場として活用している。メールマガジンについては震災関連の他、DPI日本会議のイベント案内や、事務局に寄せられた情報の提供、行動呼びかけなど、2011年度は45回発行した。また、ブログもメールマガジンと連動し、情報発信を行っている。

4) 権利擁護活動

東北関東(東日本)大震災障害者救援本部

2011年3月17日に設置した救援本部では、ゆめ風基金、JILとの協働体制のもと、支援金の呼びかけ、救援物資の提供、ボランティアの受け入れ・派遣、情報発信等の活動を行ってきた。4月にCILもりおか、CILたすけっと、あいえるの会を中心に岩手県・宮城県・福島県に設置した「被災地障がい者センター」は、徐々に活動地域を被災沿岸部へと移し、12月までに岩手県に2ヶ所(宮古市・大船渡市)、宮城県に3ヶ所(登米市・石巻市・亘理町)の沿岸部拠点を整備した。現在、最もニーズの高い移送サービスを中心に、相談支援、見守り、訪問などの活動と並行して、施設や学校の訪問、ポスティング等により、新たな情報収集を随時行っている。また、AJU自立の家では、岩手県釜石市に拠点を設置し、他センターと連携協力しながら、支援活動を行っている。また、メインストリーム協会を中心に「いわて障害者当事者派遣プロジェクト」(朝日新聞厚生文化事業団助成)を展開し、被災障害者へのエンパワメント支

援を行っている。

また福島県においては、原発事故の影響により介助者の離職や、障害当事者の避難が依然として大きな課題となっている。救援本部としては、神奈川県相模原市に一時・長期避難拠点を設置し、「避難体験ツアー」の実施、運営と個別支援を行ってきた。

2011年度、DPI日本会議および救援本部へ寄せられた支援金は、34,880,451円延べ884件となり、国内外から活動への協力を得ることができた。また3月には、ボーイング社による支援が決定し、2012年度以降の被災地センター活動費および福祉車両購入への助成を得ることができた。救援本部としては、被災地の活動拠点の維持と、組織体制の整備、事業化へ向けての準備等における後方支援を継続する。

DPI 障害者権利擁護センター

DPI 障害者権利擁護センターでは、障害当事者5名の相談員と運営アドバイザー3名の体制で権利擁護事業を行ってきた。また、月末に事例検討会議を開催し、相談事例と方針の共有化を行う中で、相談員の経験を蓄積している。

2011年度の相談実績は、実相談者数137人、相談回数2,077件と例年に比べて倍増している。権利条約の批准に向けて、差別禁止部会が設置されて議論が進められているような状況も加味して、障害者の権利意識が高まってきていることも背景要因と言えるだろう。

相談内容の主なものを相談件数ごとに振り分けると、生活保護関係19%、自立支援法関係13%、暴力・虐待関係が11%などで、従来の分類に属さないその他の項目が43%と最も多い。その他の項目で特出されるのは震災避難関係が337件と全体の16%を占めている。

相談者の障害類型では、精神障害が35%、肢体障害26%、知的障害10%、不明・その他が23%で、この中には慢性疾患・難病及び発達障害などが含まれている。これは、精神障害者や慢性疾患・難病患者、発達障害者の相談を受け入れる体制が、地域社会の中に希薄である実態も反映しているともいえる。相談手段は電話相談の比率が非常に高いが、近隣の地域に居住する人の場合、可能な限り面談を行った。

2011年度ではこの他、日本障害者リハビリテーション協会編集の「ノーマライゼーション」2011年5月号に「相談事例から見た障害者の差別について」、同誌2012年2月号に「障害女性の権利をめぐる日本の状況」を相談員が寄稿している。

相談事例の中で特筆すべきは、インターネットカフェで障害者手帳所持者を入店させない事案が、店主側の問答無用の態度の中で、差別事件裁判として提訴するに至ったことである。権利擁護センターとしても、当初の電話相談から関わっている経緯もあり、この裁判を最大限支援していきたい。

5) 団体育成活動

地域団体支援に関する取り組み

2011年度も引き続き、権利条約と障害者制度改革及び総合福祉法等をテーマとして、多くの地域団体が主催した学習会や集会に講師を派遣してきた。また、2011年の東日本大震災以降、加盟団体となった東北地域の自立生活センター等の地元団体を中心に連携し、被災地の障害者支援を進めてきている。

DPI 北海道ブロック会議

DPI 北海道では、世代交代を目指すため、若年の障害者が組織運営に参画するための積極的

受け入れと、ジェンダーバランスへの配慮を目的に進めることとした。様々なイベントや講演会などにも若年障害者に参加を呼びかけ DPI 北海道メンバーのスキルアップにも努めてきた。さらに 5 月 14 日から毎週土日曜日においては東日本大震災救援募金ということで街頭に立ち 1,322,598 円を集め、関係団体の活動に寄付を行っている。

また 2010 年に引き続き JICA 札幌からの受託事業として 10 月 25 日～11 月 29 日まで、中央アジア研修を実施した。この研修のプログラムは、研修生がリーダーシップを強化し、自国に戻ってから、当事者運動の確立や強化及び発展させるための内容であるが、この事業は、2012 年が最終年となるので、その成果もまとめる必要がある。地元の取り組みとしては、人権をキーワードに札幌市障害者による政策提言サポーターや「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」の動きに対して参画することと、それらを補完する役割として、権利擁護センターの設置についても引き続き取り組みを行っている。

地域団体支援

関東地域では、DPI 東京行動実行委員会が、要望書を毎年、東京都や都議会各会派に提出している。また 3 月 11 日に起きた東日本大震災に関する質問書を、6 月に東京都へ提出している。年次総会時には、差別禁止部会の当事者委員を招き、講演・意見交換会を行なった。JDF 地域フォーラム in 東京実行委員会の世話人として、2 月に開催された「JDF 地域フォーラム in 東京 vol.1」に協力をした。これを契機に、東京都における障害者差別禁止条例づくりの動きが始まっている。

6) 海外協力活動

DPI 世界評議会とアジア太平洋ブロック評議会 (DPI AP)

2011 年 10 月 10～13 日に、第 8 回 DPI 世界会議が南アフリカ・ダーバンにおいて開催され、「すべての人のための社会を作る障害者運動への連帯：障害者権利条約とミレニアム開発目標の実現を通して」と題する大会のテーマのもと、66 カ国から約 1200 名が参加した。権利条約の実施、自立生活など 10 の分科会も行われた。日本からは総勢 46 名が参加し、5 名が分科会で発表を行った。会議と並行して行われた評議会において役員選挙が行われ、インドのジャビッド・アビディ氏が世界議長に選出された。

アジア太平洋では、2013 年より「新アジア太平洋障害者の十年」の行動綱領となる「インチョン戦略」が議論になってきた。8 月 18～21 日に、インド・ニューデリーで DPI-AP ブロック評議会と同時開催された、新アジア太平洋障害者の十年に向けたワークショップや 12 月 14～16 日に ESCAP 専門家会議に参加した。3 月 14～16 日の ESCAP 政府間会合には 15 の市民社会団体 (CSO) の一つとして DPI-AP を代表して、中西正司議長が出席した。

国内外での研修・協力事業

JICA 要望調査に基づき、2011 年度より「アフリカ障害者地域メインストリーミング研修(自立生活プログラム)」を開始した。2011 年度は、8 月 22 日～9 月 17 日まで英語圏アフリカ地域(ケニア、マラウィ、南アフリカ、ナミビア、ザンビア、ウガンダ、タンザニア、スワジランド)から障害当事者と行政官に対し、さらに 1 月 16 日～2 月 11 日は仏語圏(カーボ・ベルデ、セネガル、チュニジア、トーゴ)の障害当事者と行政官に対して研修を実施した。

2011 年 9 月に JICA 草の根技術協力事業としてブラジルで実施していたたんぼプロジェクトが終了し、10 月から 2013 年 3 月まで同プロジェクトのフェーズ 2 が始まった。10 月には

ろうの当事者 2 名とプロジェクト協力機関であるペルナンブコ州の保健局の担当官が来日し、カウンターパート研修を実施した。

2011 年 10 月には DPI 北海道受託の中央アジア研修として、中央アジアから 5 カ国 9 名の受入れ研修を一週間実施した。

また例年通り、ダスキン研修の受入れを行った。今回は韓国、ベトナム、パキスタン、モンゴルの若手障害者を受入れた。

7) 点字印刷事業・その他の事業(収益事業)

例年に引き続き、DPI 日本会議機関誌・月刊紙、総会資料、障害者団体発行の機関誌、政策研資料集、労働組合からの定期刊行物、推進会議資料、差別禁止部会資料の点字版およびテキストデータの作成を定期業務として行った。その他の受注としては、JDF 関係ミーティング資料、その他各種セミナー、講習会、アンケート調査、点字名刺作成、各自治体からの資料作成等の依頼がある。また、海外からの研修生用の資料として、英語・ロシア語・フランス語の点訳を行い、アジア太平洋及びアフリカ地域の視覚障害者の情報保障に大きく貢献した。

DPI 機関誌・月刊紙については、音声およびメールでのテキストデータの配信を行うことで、主に視覚障害をもつ会員へ対応した情報提供を行った。点字名刺については、固定客からの注文が続いており、単発での注文も途切れることなく依頼がある。年間を通じて、関係団体からのセミナーや講習会資料の点訳依頼も徐々に増加している。

その他の収益事業として、書籍・ビデオ販売、カタログ販売等があげられる。書籍販売においては、相談事例集等の普及・販売促進に努めた。初めてイエローリボンを知った方からの注文が多く入り、機関誌等の販売も力を入れた。カタログ販売については引き続き、安定した収益確保先として定着している。

3. 組織運営に関する報告

正会員（加盟団体）状況

2011年度は、地域組織として「CIL だんない」（滋賀県）「ALS/MND サポートセンターさくら会」（東京都）「自立生活センターくれぱす」（埼玉県）「自立生活センターとちぎ」（栃木県）の4団体が新たに加盟し、全国組織10団体、地域組織78団体となり、加盟団体の合計は88団体となった。現在、加盟団体は29都道府県に広がっている。

定例会議の開催

2011年度は以下のとおり常任委員会および役員会を開催した（いずれも東京）。

常任委員会 2011年8月、10月、12月、2012年2月、4月

役員会 2011年7月、9月、11月、2012年1月、3月、5月

財務報告

救援本部の立ち上げとともに、支援金の募集のための窓口を各所に設置し、国内外からの支援を求めた。認定NPO法人への寄付金控除の利用についても積極的に呼びかけ、2011年度に、DPI 日本会議に寄せられた支援金は34,880,451円となった。震災救援活動を機に、これまで積極的な関わりが無かったNPO団体との連携や、企業からの支援を得ることもでき、3月には、ボーイング社による支援が決定し、2012年度以降の被災地センター活動費および福祉車両購入への助成を得ることができた。

震災救援活動への支援呼びかけを積極的に行う中で、他活動への財政支援依頼や助成申請は難しい状況が続いているが、支援者の拡大により、DPI 日本会議の運動や活動目的の周知を得ることができた。